「山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託」に係るプロポーザル審査結果について

１　業務の目的

山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託（以下「本業務」という。）は、現在使用している水道管路・給水装置工事申請書管理システムの諸課題を解決するため、水道情報活用システムで構築された水道標準プラットフォーム（以下「水道標準プラットフォーム」という。）を活用することにより、操作性・信頼性に優れたマッピングシステム（以下「システム」という。）を構築し、水道管路・給水装置等の一元管理、料金システムの水量データと連携することにより、横断的なデータの利活用、管網解析、水道管路・施設の維持管理や更新作業の効率化、そして将来にわたる安定的な水道サービスを提供することを目的とする。

また、管網解析を導入することで、災害時の断水区域の配水流量、流速等の把握や配水系統区域の変更、既設管路のダウンサイジングに向けた口径の検討など配水管路の更新計画等に活用する。

２　選定方法

公募型プロポーザル方式

３　最高得点者：優先交渉権者

フジ地中情報株式会社広島支店

４　審査の経緯

内　容	年月日
審査委員会（第１回・事前協議）	令和８年　６月２４日
審査委員会（第２回・事前協議）	令和８年　７月　８日
審査委員会（第３回・事前協議　回議）	令和８年　８月　６日～１０日
公募型プロポーザル実施要領等の公示	令和８年　８月１８日
参加表明書類の提出期限	令和８年　９月１１日１７時００分まで
一次審査（参加表明書類） 審査委員会（第４回・書面審査）	令和８年　９月１７日～２５日
一次審査（参加表明書類）結果通知日	令和８年１０月　２日
企画提案書等の提出期限	令和８年１０月３０日１７時００分まで

二次審査（プレゼンテーション） 審査委員会（第５回・審査）	令和８年１１月１７日
審査結果通知日	令和８年１１月２０日

５　プロポーザル提案事業者（企画提案書等提出）

２者

６　審査方法

審査評価基準は、本業務の実施要領・別紙１「山陽小野田市水道事業マッピングシステム構築業務委託プロポーザル審査評価基準配点表」について「一次審査」及び「二次審査」に基づき審査委員会が審査し選定する。

一次審査

参加事業者より提出された参加表明書類について、一次審査（企業評価、技術力評価）を実施し、その結果、二次審査を受ける者を選定し、プロポーザル参加資格審査結果通知書を通知する。

なお、一次審査では、原則として５者選定する。ただし、参加事業者が５者以下の場合は、「参加資格要件」を満たす参加事業者全てを選定する。

一次審査の審査項目（審査評価事項）の審査評価及び採点において、同じ評価点が複数揃った場合は、同種の構築業務の導入実績（様式第３号及び様式第６号）の件数が多い者から選定する。なお、導入実績件数が同数の場合は、配置技術者の保有資格及び業務実績（経歴）の件数が多い者から選定する。

二次審査

（１）二次審査の方法

提案事業者から提出された参加表明書類、及び企画提案書等の書類について、プレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）の機会を設け、審査項目（全体審査・個別審査）の企業評価、技術力評価、企画提案書評価、プレゼンテーション評価及び見積金額評価について、審査評価事項に基づいて、審査委員会が総合的に公平かつ客観的に審査及び評価して評価点の採点を行い、評価点合計の得点にて競う方法を実施し、評価点合計が最も高得点を獲得した提案事業者を本業務の優先交渉権者として選定する。

（ｉ）全体審査

企業評価（経営状況、マッピングシステム同種の構築業務の導入実績、認証資格の取得状況）、技術力評価（配置技術者）、システム機能要件書（様式第９号）について、審査評価事項に基づいて、審査及び評価して評価点を採点する。見積金額評価では、システム構築費用及びシステム保守費用について、そ

れぞれの提案見積金額を審査評価事項に基づいて、評価点（小数点以下第一位を四捨五入）を算出し採点する。

（ⅱ）個別審査　企画提案書及びプレゼンテーションについて、審査評価事項に基づいて、審査を５段階で評価し評価点を採点する。

なお、各審査委員の各審査評価事項の評価点について、最高評価点及び最低評価点の各１人分を除外した残りの各審査委員の評価点の合計の平均点（小数点以下第一位を四捨五入）を、個別審査の評価点とする。

また、同じ合計点の最高評価点及び最低評価点を採点した審査委員が複数いたときは、それぞれ１人分の点数を除く。

（ⅲ）評価点合計が同点（１位）の提案事業者が複数揃った場合は、提案見積金額（①システム構築費用）が最も低額の提案事業者を優先交渉権者とする。また、提案見積金額についても同額の提案事業者が複数揃った場合は、該当する提案事業者が同席し、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。

（ⅳ）必要に応じ、次点交渉権者も併せて選定する。

（ⅴ）提案事業者が１者の場合でも二次審査を行い、評価事項に基づき評価点を採点し、評価点合計が配点の１０分の６以上の得点を取得すれば、優先交渉権者とする。

（ⅵ）審査委員会において協議し、妥当な提案事業者がいないと判断した場合には、優先交渉権者を選定しないこともある。